

宜 議 第 2 5 1 号  
令和 2 年 1 1 月 2 7 日

議 長  
上地 安之 殿

経済建設常任委員会  
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第 4 3 0 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 2 年 9 月 9 日	令和 2 年 9 月 9 日	議案第 6 6 号、議案第 6 7 号、議案第 5 7 号、認定第 7 号、議案第 5 6 号、認定第 3 号、議案第 5 2 号
令和 2 年 9 月 1 0 日	令和 2 年 9 月 1 0 日	認定第 4 号、議案第 5 3 号、請願第 1 1 号、請願第 6 号、陳情第 3 1 号、陳情第 9 号、陳情第 1 5 号
令和 2 年 9 月 1 1 日	令和 2 年 9 月 1 1 日	議案第 5 2 号、議案第 5 3 号、議案第 5 6 号、議案第 5 7 号、議案第 6 6 号、議案第 6 7 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 7 号、請願第 6 号、請願第 1 1 号、陳情第 9 号、陳情第 1 5 号、陳情第 3 1 号
令和 2 年 9 月 2 3 日	令和 2 年 9 月 2 3 日	意見書第 2 1 号
会議日数 4 日間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第52号	令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案決可
議案第53号	令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案決可
議案第56号	令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案決可
議案第57号	令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第2号)	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案決可
議案第66号	令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案決可及び認定
議案第67号	令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案決可及び認定
認定第3号	令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	認定
認定第4号	令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	認定
認定第7号	令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	認定
意見書第21号	琉球大学医学部及び琉球大学病院移転に係る宜野湾市の地元企業活用に関する意見書	—	令和2年 9月23日	原案決可
請願第6号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続審査
請願第11号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願	令和2年 9月8日	—	継続審査

陳 情 第 9 号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業 拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継 続 審 査
陳 情 第15号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継 続 審 査
陳 情 第31号	公営住宅の入居に保証人を不要とする 条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継 続 審 査

# 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年9月9日（水） 1日目

午前10時08分 開会

午後 3時11分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（10名）

上下水道局長次	新垣 勉
水道施設課長	高宮城 淳
総務企画課経理係長	喜友名 達矢
市街地整備課長	比嘉 徹
市街地整備課計画係長	永山 拓朗

総務企画課長	玉元 智
下水道施設課長	城間 勝也
建設部次長	又吉 直広
市街地整備課市街地整備担当技幹	普天間 朝信
市街地整備課計画係主任主事	伊佐 真也

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	屋良 ニライ
-----	--------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第66号 令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第67号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第57号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第2号）

認定第7号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

認定第3号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

第430回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年9月9日（水）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時08分）

---

【議題】

議案第66号 令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第66号 令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第66号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城司委員。

○宮城司 委員 今回、剰余金の処分ということで決算書ですけれども、7ページのほうで当年度は約2億3,000万円の剰余金があったと、建設改良積立金の積立てが1億900万円とあるのですが、処分金のうち建設改良積立金に1億900万円とした根拠について説明をお願いします。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。まず、今回建設改良積立金の積立てということで処分を議案のほうに上程しておりますが、減債積立金と建設改良積立金という2本の積立てをもともとやっております。これは、以前の議会で議決を得た積立てですけれども、実際、減債積立金のほうは、今までお借りした企業債の償還に充てるものになりますが、現在、返還部分の積立てについては、積み立て上がっておりますので、今回は建設改良積立金に、将来的な建設改良、西普天間等も始まってきますので、約1億円を積み立てていくということで予定しております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 米軍基地返還に備え建設改良積立金は約1億円ということで、この建設改良積立金の推移というのは、毎年1億円ぐらい出るということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。その年度によって収益は異なってきます。下のほうに長期前受金の資本金への組入れがございますが、そういったものを考慮して残高を上げていくという形になりますので、積立金額についても年度の収益によってまちまちであるということになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 米軍基地返還に備えた積立金として定期的に1億円ということではなく、その年の剰余金によって積立金額は変わるということですね。

これから西普天間や普天間基地のそういった環境が発生していくと思いますが、例えば西普天間住宅地区で言えば、この剰余金で賄える規模なのか。いわゆる区画整理全体の中で、この剰余金でできるのか、それとも額が違うのか、その辺りの規模の話はできますでしょうか。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 現在、事業評価を行っております。西普天間地区及び経年管の改良等を踏まえて、すべて金額を出している、事業採択、補助金を採用していただくための事業を計画中でございまして、それを基に事業評価をいただき、国庫補助と建設改良積立金ごとに布設をしていく事業計画をしていくところです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 まだ見えていない状況ということですね。

積立金を使っていくということは、ある意味単費ということですよ。その全体の、補助金等の割合についても今は分からないということよろしいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。補助金の補助率については2分の1になりますので、その2分の1の裏負担分がこの建設改良積立金である。あと単独費、補助に該当しない部分も出てきますので、そちらを充てていく積立てとなっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 5ページの損益計算書の中で、特別利益の過年度損益修正益で約343万円出ていて、その細かい説明が49ページに書かれていますけれども、瑞慶覧基地給水の経費に係る消費税及び地方消費税の還付金とあるが、この約340万円の還付は、年度途中の中間で納税した分の余剰が出て還付されているのでしょうか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 ただいまの質疑にお答えいたします。こちらは瑞慶覧基地の消費税の還付金ですけれども、前の年度に消費税の確定申告を行った分については、次年度に還付される形になりますので、こちらは前の年度の分が処理されております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この還付金というのは大体一定額、大体この340万円ぐらいのものが毎年入ってくるのですか。それとも今年については、340万円入ってきたのですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 こちらは毎年入ってきているような状況となっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 およそこの額ということよろしいですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 およそこの辺りの額です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そうであれば、これは営業外収益に入るのではないかと思います。特別利益とは、その年度特別に入ってくる利益ではないのか。毎年度入ってくるのであれば、営業外利益に計上すべきものなのかなと思っているのですが、特別利益に計上している理由をお聞かせください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 特別利益に計上している理由ですけれども、年度をまたいでいる、営業それから営業外ですと年度で収入するものを計上します。特別は、その年度を超えてしまった分、その年度に属さない分を通常計上することになっております。もう一点理由といたしまして、企業会計原則の中で、一度採用した経理手法は特段の理由がなければ変更しないというような原則がございますので、かねてからこの特別利益で計上していますので、年度の比較もできるよう、一度採用したものをこちらで計上させていただいているところでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。では、別の質疑をしてもよろしいですか。

5 ページの特別損失で固定資産売却損とありますが、約740万円は何を売却したのか。何を売却して損失が出たのか教えていただけますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 固定資産売却損はメーターの売却によるものでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 損失が740万円出ているのですけれども、売却するタイミングとしては正しかったのか、あと何年か後に売却していれば、この損がもっと低くできたのか、もしくはもう少し前倒しで売却していれば、この損失は出なかったというような、タイミングとして適切だったのかどうかお聞かせください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 タイミングといたしましては適正であると考えております。理由といたしましては、メーターの検定満期がおよそ8年、満期が切れて使えなくなったものが、年度ごとに順次発生してきますので、その都度売却処分をしております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 49ページ、総係費の中の下から3番目、貸倒引当金があるのですけれども、この69万1,442円の貸倒引当金というのは、その期間の中では債権の実績というか、これだけ回収は無理だろうという。未収金の中でもともとはあるではないですか。未収金の中で貸倒引当金と、未収金の中で2%とか計上してやるはずなのですけれども、これは実績なのでしょう。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 貸借対照表上の貸倒引当金、こちらは貸倒れの見込みの額です。こちらは、実績、3年分程度を勘案して設定しております。損益計算書上で表示されます、貸倒引当金の繰入額というのは、未収金を取り崩しまして、その取り崩した額を再度次年度に引き当てるのですけれども、その額を、引き当てるべき額を満たすように、多少増減はあるのですけれども、この額に見合うように若干の増減はあります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私がこれちょっと聞きたかったのが、貸倒引当金が69万1,442円というのが実績になってしまったので、もうこの額が集金できないという実績になったのか、もともと8ページの貸借対照表の中で書

かれている73万4,948円のもともと設定している額プラス69万円があって、トータル150万円なのか、この実績がです。実績と言ったらおかしいのですけれども、もう回収できないという額は150万円なのか、69万円なのか教えていただけますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 当年度、不納欠損実績が72万円だったと思うのですが、その額が発生いたしました。前年度に貸倒引当金として、見込額を引き当てているのですけれども、その引当額を今年度発生した実績額で取り崩します。その上で、再度、今年度見込まれる、新たな年度に見込める枠を計上しているわけです。したがって、倍の150万円ということではなく、取り崩した後、再度引き当てを設定しているような手順になります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1つ疑問に感じているのが、貸倒引当金とは、回収可能な債権額を間接的に表示する科目勘定だと思うのです。総係費の中に金額として入れるのであれば、貸倒損失とかというような費用勘定にならないのかなと思っています。損益計算書上に入れるときは、貸倒引当金繰入れとか、もしくは貸倒損失というような、この明記の仕方が少し。下水道事業と比較してみると、何かこの辺の科目勘定が少し違うなと思ったのですけれども、貸倒引当金という科目勘定にしている理由をお聞かせください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 貸倒引当金繰入額とそれから貸倒損失の違いですけれども、貸倒損失が使われる場合といたしましては、この貸倒引当金として見込んでいた額以上に実績額が発生してしまい、引き当てている額よりも多く実績が発生した場合に、この額を貸倒損失として費用でいれます。それから、それ以外、通常分といいますか、この分については貸倒引当金繰入額で計上することとしているところです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 49ページの資産減耗費の固定資産の除却費を計上とあるのですけれども、構築物約1,100万円、除却費ですので、建て壊したと思いますが、何を建て壊したのか、また営業費用の中に入れていたということは毎年計上されていくものなのかどうかお聞かせください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 固定資産の除却費ですけれども、構築物ですので、配水管の工事に伴って、新規のものを建設するに伴って、古い管を除却する。廃止に伴う費用の計上がメインのものになっています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 毎年起り得るものということで認識してよろしいですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。宮城司委員。

○宮城司 委員 決算審査意見書の2ページでグラフが出ているのですけれども、有収率というのは、県から水を買った場合、売ったのが95.49%、5%ぐらいは何らかの形で漏水をしているという理解でよろしいわけですね。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 漏水とか、あと県のメーターと市のメーターに差が出てくる場合がございます。その差

水分も含まれておりますので、漏水とかそういった原因で5%になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 パーセントで出ているのですけれども、例えば平成27年度に比べると、96.39%から95.49%ということで、1%弱になるのか、何らかの形で効率が悪くなっているということだと思いますけれども、この1%は金額にするとどのくらいになるのか、答弁できますでしょうか。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 有収率1%に対して、大体利益として1,000万円ぐらいとなっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 原因というのは、有収率を上げていくための対策としてはどのようなことがあるのですか。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 水量を毎日確認させていただいています。その中で夜間の最少の流量を把握していきまして、それからはね上がったところを、今委託しておりますが、その調査で漏水を発見するような形を取らせていただいています。それで、修理を行って有収率を上げるような形でさせていただいています。

(「もう一度」という者あり)

○水道施設課長 毎日の水量を、宜野湾市26か所の配水ブロックをつくっております。その配水ブロックの流量を確認させていただいて、明らかに増えたところを集中的に、今業務委託の中に漏水調査を入れていまして、その中で調査員が漏水調査、音調です。じかに1件1件個別で歩いて漏水を探していき、そこで修理をして上げていく状況をつくっております。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 決算書の18ページの中ほどに、漏水修理状況という形で記載されておまして、直営や先ほど言った委託の中で修理等を行っております。これは漏水調査をして、結果、実際漏水しているところの修理を行って、件数としては257件、そういった形で有収率を上げるような取組は行っております。

○宮城克 委員長 よろしいですか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 書かれているのがちょっと分からないので教えていただきたいのですけれども、この給排水事業での利益、一般世帯、事業所、普天間飛行場、西普天間とあるはずなのですか、この内訳というのは分かりますか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。お答えになるかは分からないのですけれども、決算書の中では内訳を示していないので、決算書の中では見えないところではあります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 後日でも構わないので、内訳を資料としていただけたらお願いいたします。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 資料をお出ししたいと思います。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 議会前に統計年報をお配りしていると思います。その中の32ページに、家庭用、営業用ということで用途別に記載しているものがございます。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 普天間基地は、官公署という形でやっていますので、基地自体のもの……

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 出ていないのですね。普天間飛行場、西普天間、事業所、一般という……

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 西普天間はまだ給水していないので、西普天間は出てこないです。ただ、瑞慶覧基地全体としては、北中城村で検針をして、その数量をいただいていますので、率でしか算定していないので、面積割となっているものですから。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、西普天間で、今面積で割ってということだったのですけれども、西普天間で前に住宅があったとき、今現在更地になって、海軍病院があるのですけれども、面積でやっているということは、そこに何が建とうが今のところ同じ額、事業利益として入ってくるということですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 統計年報の36ページ、基地の給水量の調査がありますので、その中に記載されております。

○又吉亮 委員 分かりました。

もう一つ、8ページ、貸借対照表の資産の部、2の流動資産の(3)貯蔵品とは何ですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。水道メーター等になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 コロナの影響で基本料金を免除ということでやっているのですが、今回、水道事業22億円ぐらいの事業で、大体剰余金は2億円ぐらい出る形になると思うのですが、次の決算でコロナの影響はどのくらい出てくると見込んでいますでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 現時点では9月分の検針分までやりますので、現時点で幾らというのは分からないのですが、おおよそ、予測としては1億9,800万円程度基本料金免除になります。

(宮城司委員「2回で」と呼ぶ)

○上下水道局次長 はい。今回、8月分の検針まででいきますと、実績で1億4,300万円余りが基本料金として入ってこない形になっております。これを9月分までやって、決算のほうに上げていく。

(宮城司委員「どのくらい見込んでいるのか」と呼ぶ)

○上下水道局次長 今1億9,800万円ぐらいは出てくるのだろうと予測しております。

○宮城克 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 審査中の議案第66号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

## 議案第67号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第67号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第67号については、議案の提案趣旨説明を省略することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 5ページです。損益計算書ですけれども、こちらのほうでは、消費税及び地方消費税の還付金が営業外収益のほうで計上されている。水道事業では特別利益の修正益に入れていたものを、ここでは営業外収益に計上している理由を、ゼロ円ではありますが、科目として営業外収益に入っている理由をお聞かせください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 消費税の還付金が営業外収益に計上されている理由でございますけれども、水道事業の場合は、瑞慶覧基地の消費税の還付が年度をまたがっていることで特別収益ということでございましたが、営業外収益に計上されている消費税還付金でございますが、こちらは瑞慶覧基地に限らず事業全体で消費税の還付が発生した場合に計上される科目として活用しております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回は還付金がゼロ円ではあるのですけれども、これに関しては年度またぎではないという理解でよろしいですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 8ページの中で、2点あるので1つずつつきたいと思います。ちょっと教えていただきたいのですが、(2)の無形固定資産の中の施設利用権が約23億円とあるのですけれども、この額は大体定額なのですか。それとも毎年動いていくものなのでしょうか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。施設利用権につきましては、県の処理場、浄化センターを利用しますので、その施設利用権という形になります。これは、100%起債を起こしておりますので、建設負担金を払っておりますので、その負担金分が計上されているということになります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一つお願いします。8ページの流動資産の(2)の貸倒引当金ですが、何%に設定しているのでしょうか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○**経理係長** パーセントといたしますか、3年分の実績ですので、数値にいたしますとすごく僅少な数値になっています。

○**宮城克 委員長** 又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** 宜野湾市の下水道事業、水道事業でもこれ設定はしているのですけれども、独自でこのパーセンテージで設定しているのか、それとも未収金の分の過去3年見て、大体そのくらい貸倒れになるだろうという予測の下で、毎年金額として設定しているのか、パーセンテージで設定しているのかというのをお聞かせください。

○**宮城克 委員長** 経理係長。

○**経理係長** 3年分の未収金に対する割合をまず数値としてパーセントで出して、その金額を未収金、見込み未収金と言いますが、それに掛け合わせることによって金額は出てきますので、回答といたしましては、両方を使って、割合を乗じて金額を算出しているという流れでございます。

○**宮城克 委員長** 又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** もう少し高めに設定することも可能といえば可能ではあるのですか。相当低いパーセンテージで充てているなど思っているのですが。

○**宮城克 委員長** 経理係長。

○**経理係長** 今年度の貸倒れ、不納欠損金額およそ27万円程度なのですけれども、その額から比較しますと、著しく低い金額とは思えないというのが1点ございまして、それから任意に額を高めることができるかというお話ですけれども、その点につきましては実績を見ていますので、こちらが任意に操作するような数字ではないのかなというふうに思います。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** 剰余金が7ページにあります。減債積立金、借金返済の積立てに1億2,900万円、ほぼ剰余金を減債積立金としているが、3ページの企業債償還金が約3億9,500万円ということになりますけれども、負債の総額はどこを見たら分かるのか。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** お答えいたします。企業債の未償還残高につきましては、37ページをお願いいたします。37ページに未償還残高ということで、右から4番目のところの一番下、合計50億円ほど未償還残高が残っておりますので、その分を積み立てていくということでございます。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** 下水道では50億円、水道事業とこれほど違いがあるというのは、どのように僕らは理解すればいいのですか。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** お答えいたします。まず、水道につきましては、公営企業ということでずっと事業をしております。内部留保が行える余力もありましたが、途中、平成の一桁台からは、水道起債をお借りしていませんので、返す一方ですけれども、下水道につきましては、どうしても工事費等多くかかるものとなっております。補助金が60%になりますので、裏負担の40%については企業債を起さないといけない、その企業債について今もまだ50億円ほどの残高が残っている、借金が残っているという形になりますので、その返金を行っております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 50億円については年間返済計画として3億9,000万円ぐらいで返していくと、今積立金は約1億2,000万円ですが、バランス的にはどうなのでしょう。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。どうしても収益によって積み立てていくということになりますので、実際どんどん収益に積み立てている状況です。ただ、あと予算の段階で一般会計から繰入れをしているのですが、基準内と基準外というのがございまして、基準内についてはもちろん一般会計で出していただくものになります。基準外についてはお願いをしているというものになります。減債積立金を取り崩して1億円ほどは、基準外を減らして、今年度からやっておりますので、一般会計にも1億円程度は余力が出てくるのかなということで、今その運用をしております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今までは積立金はなかったと考えればいいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。特別会計のときにつきましては、公営企業と違いまして、積立てとかそういった概念がございませんので、積立てはしておりませんでした。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 基準外と基準内という言葉が出たのですけれども、その概念を説明してください。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。この基準内、基準外というのは、総務省がこういうものに関しては繰り入れていいですよという基準を設けています。基準内というのは、いろいろ項目はあるのですけれども、主に雨水公費、汚水私費の原則からして、雨水とかそういった事業を行うものを基準内として繰り入れていくということでございます。これ以外のものについては基準外ということになります。項目がちょっと幾つかありますので……

(宮城司委員「雨水は基準……」と呼ぶ)

○総務企画課長 基準内です。

(宮城司委員「汚水は……」と呼ぶ)

○総務企画課長 汚水にも基準内にできるものがあるのですけれども、水洗化の促進事業について50%は繰り入れていいですよという基準がありますので、この50%は基準内、50%を超えてしまうと基準外という形になります。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道の場合は使用料をいただいておりますので、それで賄いなさいというのがあります。雨水の場合は、皆さんから使用料を取っていないが、流れますよね。それを管理しますので、これについては一般会計から出してもいいですよということです。使用料でできるところはやりなさいという考え方です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 下水道の接続普及自体はどれぐらいになっていますか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 下水道のほうも統計年報を配らせていただいているのですけれども、その中の8ページに

ありまして、水洗化率につきましては、現在82.38%となっております。

(宮城司委員「接続率」と呼ぶ)

○総務企画課長 接続率は82.3%です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 水量に対して82%は下水道料金という形が考えられるということですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。82%の人が下水道を使用していますよという数字になりますので、水道との対比ではなくて、処理区域内の人口で使用している人口が82%、これだけの人が接続していますという数字になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 下水道料金を出すときに、使っている水量に対して、要するにこれだけ使ったからこれだけ下水に流れるだろうということを出すわけですね。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。単純に82%の水量が下水道につながっているという出し方はしないのですが、使用料の算定に当たっては、実績等を含めて、これだけ水が流れていますよというものを…これも年報の13ページのほうに段階別汚水量ということで、汚水の実績、接続している方々の実際に使用している水量をシステムで出せますので、水量についてはそれを出しているという状況です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 下水道料金を各家庭から請求する場合は、この家の水量があつて、それをもとに下水道料金というのは出るわけですね。だから、100の水があつたら82%は下水道をつないでいるから、単純にというか、82という考え方が間違っているのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 大まかに言えば、水洗化ですから、接続されていることですから、そこからの料金が発生するというので、こういう考えにはなりますけれども、実際、2世帯の場合とかありますので、メーターを分けているとかいろいろありますので、単純にこれで料金が出せるということではないということ御理解いただきたいと思います。

資料としては、決算書17ページのほうに、業務という項目がありまして、その中に水洗化率とか記載されておりますので、ここを御参照いただきたいと思います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 宮城司委員と少し似たような質疑になると思うのですが、先ほど言った基準内とか基準外というような、一般会計からのものですが、これは5ページを見ればいいのですね。他会計補助金と他会計負担金、補助金が基準内で、他会計負担金が基準外ということよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。逆になります。補助金が基準外、負担金が基準内ということになります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほど基準外のもの、一般会計から入れているということで、積立金から1億円ほど取崩

したので、その分、一般会計に1億円分のゆとりが出たというような説明されていましたが、ではその積立金からの取崩しがなければ、この額でいうと1億9,500万円ほどになっていたということになるのでしょうか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。今年度の予算から取崩しを行っておりますので、1億9,500万円ではなくて、大体9,500万円、この金額よりトータルで1億円ぐらい下がっているということになります。本年度からになります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 積立金から取崩しできる額がなくなってしまうと、結局はまた基準外の一般会計からの繰入れが必要となるのでしょうか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。なるべくそうならないように、今年度、去年12月議会で議決をいただきまして、下水道使用料のほうも改定させていただきました。今回の下水道使用料に関しては、10年ぐらい見直しをしていなかった状況がございました。どうしても3年から5年に見直しはしていけないと思っていますので、その3年から5年の見直しに基づいて、基準外をなるべく増やさないような取組はしていきたいと思っております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 事業収入のところ、営業収入と営業外収入に分けたら、何か特別利益という形になるのだけれども、営業外収益が営業収益よりも比率的にも金額的にも営業外収益が大きいと、これはどういうことなのか。どこを見たら分かりますか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。営業外収益のほう大きいというものでございますが、5ページの損益計算書を見ていただくと、確かに営業収益が8億2,100万円ほどで、営業外収益が8億4,500万円ほどございます。その中で長期前受金戻入というのが6億1,000万円ほどあります。これは何に充てているかということ、減価償却費のほうに充てておまして、ちょっと説明難しくなるのですけれども、例えば国庫補助とかそういったものを一旦満額受け取ります。受け取ったものを単年度で処理するのではなくて、減価償却の年数に応じて収入のほうも割り振るという作業をしないといけないことになっておまして、それがこの長期前受金の戻入になります。実際足りないのですけれども、減価償却費に見合う分の長期前受金をここで収入しているという形を取っております。

(宮城司委員「一括で入れているということか」と呼ぶ)

○総務企画課長 分割がこの6億円、減価償却に見合う分の……減価償却というのは一番長くて40年ほどあるのではありますが、その減価償却に充てるために40年で分割しているというものがこの長期前受金でございます。

(宮城司委員「この影響が大きいのか」と呼ぶ)

○総務企画課長 そうです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これは今後も営業収益よりも営業外収益のほう上回ってくる決算書になってくるのか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。今回、下水道使用料の改定をしております、6月分から影響が出てくるものになるのですけれども、ちょっと決算を見てみないと何とも言えないのですけれども、営業収益のほうを超える可能性もありますので、そこは一概には言えないのかなと思っております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 5ページの特別損失の中の過年度損益修正損で約139万円、摘要説明を見たら、50ページに児童手当一般会計負担分の還付金とあります。僕の解釈では、過年度損益修正損とか過年度損益修正益というのは、前年の段階で間違ってしまったのでここに計上しているというような認識ではありますが、この50ページにある児童手当一般会計負担分の還付金について、説明をお願いします。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。この特別損失につきましては、昨年の議会で補正の議決をいただきました数字になります。水道の場合、年度末に一般会計に対して児童手当の分も請求しております。しかし、事務の取扱いでそごがあり、水道と同じように下水道の分についても請求をしてしまっておりました。実は下水道に関しては、既に繰入金の他会計負担金に139万5,980円入っていたものを二重で請求してしまったため、過年度損益修正損として計上しているということでございます。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 平成30年に統合したものですから、会計のやり取りがうまくいってなくて、そういった二重計上のような形になってしまったということでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 皆さんから答弁いただくのが合っているのか分からないのですけれども、一般会計に還付したということですが、それは一般会計の歳入のどの部分に入ってくるか答弁できますか。何年度の段階でどの部分に入ってくるのか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。答えになるか分からないのですけれども、たしか一般会計の雑入のほうに入ったと思います。

(又吉亮委員「年度として」と呼ぶ)

○総務企画課長 年度、昨年ですね。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時21分)

---

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 おわび申し上げたいのですけれども、こちらの統計年報を議会前にお配りしていただいていたのですが、すみません、今確認すると配られていなかったということなので、急ぎ準備させていますので、すみませんでした。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第67号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

議案第57号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第57号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第57号については、議案の提案趣旨説明を省略することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 補正予算の減が他会計補助金、さっき言った基準外のものになっていると思うのですが、この補正減になっている理由としては、下水道事業では補正減にしても大丈夫だから、基準外としては必要ないというような趣旨の下なのか、もしくは一般会計の中でコロナに予算立てしないといけないので、やっているのかという見解をお聞かせください。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 議案書の9ページです。9ページの収益的収入という項目があるので、その他会計補助金の備考のほうに、新型コロナウイルス対策関連事業等の財源確保に係る減というふうになっておりますので、これらのコロナ関連で精査して1,000万円は出るだろうということで減になっています。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

よろしければ進めてまいります、大丈夫ですか。

(「進行」という者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時26分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時26分)

---

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第57号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時26分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時27分)

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。  
(午前11時28分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時03分)  
これより午後の会議を進めてまいります。

---

【議題】

認定第7号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 認定第7号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第7号については、議案の提案趣旨説明を省略することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時04分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時09分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 歳入のほうから質疑させていただきます。446ページ、国庫支出金、まず歳入合計2億8,500万円、1,000万円の補正減となっているのですけれども、国庫支出金が700万円減となっていますが、その理由はこういったものであるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初予定していました内閣府国庫補助予算の中で1,000万円ほど要求していたのですが、311万円は執行してしまっていて、その残りの調査が次年度以降になったために不用額としての減という形になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 国の事情でなく、こちら側の事業進捗により次年度ということでは理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 土地区画整理事業が進捗しない理由というのは何なのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初予定していた調査業務が、区画整理の社総金という事業の補助金で対応できるということで、今回内閣府のその他補助から抜いて、次年の区画整理事業の補助金を対応して執行しているという形になります。補助元の切替えという形、本来は区画整理事業の社会資本整備総合交付金の事業において今回の調査ができるということです。当初見込んでいなかったものからです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 財源が違うということですね。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 財源の組替えということになります。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 分かりやすく言えば446ページの1、国庫補助金、これが300万円の支出に対して、減しているのが700万円、この下に2億円余りの県支出金がありますよね。これが社会資本整備総合交付金なのです。ただ、こちらも当初予算より減にはなっているのですけれども、その中に国庫補助分で生み出していたものを消化しているということです。しかし、精算上は多く要望していた感じになってしまい、プラスしても減要素が生まれたということで、県支出金も減になっています。46万円ですね。組替えもあったが、それぞれ減にはなっているということです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今例えば事業を止めて、遅れてでも組替えするメリットというのはどう理解すればいいのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 社会資本整備総合交付金が9割補助、沖縄振興が8割補助なのです。簡単に言えば、その1割分多く補助金がもらえるということの理由立てが一番大きいかもしれません。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 それも含めて基本事業費の中で見られる分は基本事業調査費の中で組んでくださいという趣旨です。当初ではここに組めなかったというか、その見込みをしていなかったので、それ以外の事業費で予算を組んでいたということです。予算上はそこで組んでいたが、支出の段階で社総金の補助ができるということで、両方切り替えているという形です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 歳出のほうで1,000万円減額となった理由で、その他のところの市債とか繰入金とか、そういう全てに響いてきていると見ていいのですね。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか、委員の皆さん。

お手元に資料も配付されていますので、そちらも活用しながら、質疑があれば挙手にてお願いします。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 休憩をお願いします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時18分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時20分）

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 頂いた資料の中で、これは橋から下りてというか、この緑地帯のほうにも入れるというか、下りられるような形で造られているのですか、それともフェンスをつける形になるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 具体案も設計は描いていないのですけれども、基本、インジャーを管理する部分に関しては、一応行き来できるような形では造るのですけれども、あくまでも保全地帯となっていますので、安易に出入りができないような形で管理体制を取る形で一応考えています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、普天間のローソンから見たときに、何かすごく削っている、インジャーのところ。あそこは安仁屋の聖域とか、拝所とか、何かこのような話があったと思うのだけれども、その辺どうなっているのですか。

（「喜友名のローソンですよね」という者あり）

○宮城司 委員 喜友名ではなく、普天間です。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この図でいくと、今この緑の部分がインジャーなのです。これが今、旧ユニオンがあるところから入ってきた信号、交差点になっています。普天間のローソンは、隣の海軍病院の向かい側なのですけれども、ここは現在、琉大予定地の地盤を掘削して、盛土しているのです。盛土して……

（宮城司委員「盛土の左側」と呼ぶ）

○市街地整備課長 盛土の左側というのは、今後道を造っていく形で整備していきます。この一部分が住宅地という形で、削りながらという工事、道路勾配が決まっているものですから、ある意味、この道路から20メートル以上の高低差が出ますので、そのためにこの基板の掘削を入れて、この土を今仮置き土ということでストックしながら整備している状況です。今は、ここの部分は掘り起こしている現状はないです。逆にここから土を持っていつている形です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この地図で言えば、3号緑地とある。ここは、現状よりも緑地は小さくなるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 保存地区で手がつけられないという形になっていまして、そのエリアを最小限に保存しながらの整備で、基本はこの道路にかかる部分の掘削をしつつ、背面側ではこういったへそになっていますので、その部分を住宅にします。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 橋とは、この西普天間線の3・4・75と書いてあるところのことを言っているのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。橋梁はこの部分になりますので、このイシジャー緑地を渡る形で、そのための橋梁工事となっています。委員が持っているそのグラフの下のほうでイシジャーをまたいでいる絵がそこになっています。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 次の補正予算もこの橋梁に係る話です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この辺りで大分高低差があったが、旧ユニオンの向かいから左側のこの道は、この県道34号線とつないでいるのか。

○市街地整備課長 このエリアまでは琉大の将来計画と高低差が10メートルほどあります。あくまで現況道路の道路勾配から背面側道路持つていくので、基本的に擁壁で上がっていきます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 琉大との接道はないのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この部分は琉大とのそういったものはなくて、ここの部分のエリアからまた琉大への乗り入れ等の計画が今あります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 10メートルぐらいの擁壁か。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 高いところでは今13メートル程度の高低差、ここから地盤を上げていっていますので、これは高低差がなくなる形です。基本的には、住宅はこの現況道路、県道道路から利用ができるようになりますという形で、背面側になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 駐車場はどこにあるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 琉大敷地の中で、琉大側のほうで、このエリアが駐車場の計画になっています。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 都市計画課のほうで地区計画を定めながら、背面側に駐車場を持つてくるような計画で、今後地権者とも調整していこうかというところです。

(宮城司委員「ここの話か」と呼ぶ)

○建設部次長 そうです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時28分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時29分)

---

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。なければ進めてまいります、よろしいですか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

---

【議題】

議案第56号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算  
(第1号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第56号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第56号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思えます、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城司委員。

○宮城司 委員 令和2年度の補正、繰越しということで14万9,000円を繰り越すという話ですよ。先ほどの決算の中で1,000万円とは関係ないのか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 関係ないです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 関係ないのです。これは、もう入っているのです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほどの認定のほうは、あくまでも決算です。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には、前年度決算の余剰金の配分に伴って、余剰金額を繰入金として入れるという補正になっています。実質は決算の余剰金額をどう処理するかという中で、決算で余剰金として出します、出したものをまた事業に……

(宮城司委員「これは、また第2号とか」と呼ぶ)

○市街地整備課長 はい。それに入れて繰入れとして一般財源に戻すのか、そこは基金に入れておくのかというようなその流れになっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 14万9,000円というお金なのだけれども、今これ説明見たら、整備事業の事務運営費という

ことなのですけれども、どういう理由なのですか。給料ということですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 給与等を含めた形で一般余剰金となっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 4ページの債務負担行為なのですけれども、約9億7,000万円が債務負担行為の追加となっておりますが、今の時期にこういうふうに出てくるのですか。分かりやすく説明してもらっていいのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初予算に入れていない分は、常に追加という表記での処理となっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、当初の段階ではそういった予算が決まっていなかったというふうに理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 分かりやすく言うと、通常一般会計補正予算で3月議会において債務負担を取るものがありますよね。あるいは4月1日から契約しながら進めていくものは、3月議会のほうで承認いただく話なのですけれども、こういうふうに年度途中で、当然予算も確定していないので、年度途中で債務負担を組むのも、4月1日からではなくて、これから令和2年、3年、4年という形での工事発注を今から試みるのですけれども、そういうことで年度途中からもそういう案件が出てくる場合もありますので、通常の4月1日からするものとは若干違ってきます。御理解ください。

○宮城克 委員長 よろしいですか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 理解ができていなくて、決算の中で14万9,000円の残額を補正予算の中で歳入として入れて、繰越金として入れて、補正予算の8ページの中で、その繰越金入れた補正額として、総務管理費の中に入っているのではないですか。この説明の中で一般会計繰出金というふうに記載されていることが、一般会計での14万9,000円を置くということなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間住宅地区は前年度まで特に保留地処分金がないので、全て一般財源を繰り入れて事業をやっております。その中で余剰金という形で残りましたので、繰入金として一旦この現予算で受けて、その後一般会計にそのままその額を戻すという形での手続になります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 事業を進めていく中で保留地処分が決まっていて、この処分金額が出てきたら、決算の段階で一般会計繰入れは実績で4,700万円だけを入れて、それで事業を進めているのではないですか。決算の段階、4,700万円ですよね。保留地処分金がないので、一般会計から繰り入れてやっているけれども、保留地処分が進んでいけば、一般会計からの繰入れを抑えながら、決算の中での残余额はどんどん一般会計へ戻していくというような認識で、これからの年度も。要は保留地処分が進んでいけば、その分を返していくというような認識でよろしいのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今年度からでもあるのですけれども、分かりやすく言えば、宇地泊事業や佐真下地区は、保留地処分金をまず予定します。予定した中で足りない分を一般会計から繰入れして事業を支出します。その中で決算の実質調書の中での余剰金が出ます。この余剰金が出た場合に、10万円に対して5万円が保留地処分金として充当されていれば、この5万円は保留地処分基金にまた戻すと、残りの5万円は一般会計繰入金として入れていますので、これをまた一般会計に繰り出すという形の手続になります。

基本は、保留地処分金を充当していた部分であれば満額を基金に戻さなければいけない。ただし、一般会計繰入金も案分されているのであれば、案分して両方に戻すという形の処理となっています。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第56号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

#### 【議題】

認定第3号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、認定第3号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第3号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城司委員。

○宮城司 委員 今日もらった資料のほうから、今事業費が98.4%と、物件補償とかは完了している。保留地処分もあと少しあるみたいなのですけれども、後ろの地図で残りほどの辺りになるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 残りは、この図面の左側のほうで、この中間に白抜きされている部分のこの区画道路がございます。このエリアは公民館がございます。公民館の……

(宮城司委員「36番か」と呼ぶ)

○市街地整備課長 37街区のその文字の部分のエリアを、今繰越工事を含めた形で整備している状況となっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 公民館の下のほうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 下のほうです。

(宮城司委員「38番か」と呼ぶ)

○市街地整備課長 37街区とあるのですけれども、ちょうどこの数字の部分に、背面側の地区界との擁壁工事をしている状況です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これは擁壁なのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 はい。この白地部分より高低差が4メートルあります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今98.4%、あと1.6%というのは、この擁壁工事のみと理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これと、今回発注しています中央の緑のライン、国道からつながっている、公園を結ぶ、この歩道整備も含めて、今年度工事は完了予定となっています。工事としては100%になっていきます。今後、また換地処分に向けてのいろんな委託調査、確定測量等含めた形での業務は出てきます。工事自体は完了になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今言うのは区画整理に入ってくるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業費ベースという率は、あくまでも事業に係る金額をベースに率を求めている、整備のみの率ではないです。施設整備はもう100%になるのですけれども、その後の残務処理がございいます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 公園整備とかこういったのは入ってこないのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回、上物整備は公園事業として都市計画課のほうで進めている状況がありまして、現在、この中央にあるしちやばる公園の整備を本年度入ってくる形となっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 先ほどの緑のラインは公園とは違うのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 こちらは基本的に歩行者専用道路の扱いで、実はこの台にカルバートボックスが埋まっています。本来排水、施設を利用して上物を歩専で結んでいる形で整備になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 遊歩道は区画整理事業の中に入るけれども、しちやばる公園は入ってこないということか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 公園整備として都市計画課のほうとなる。歩専はあくまでも歩行者専用の道路扱いになりますので、区画整理事業で整備するという形になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 区別がよく分からないのだけれども、例えば伊佐にせせらぎ通りがありますが、そこと重ねて考えたときに、要するに湧水の流れに沿っていく、これもそういうことではないのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この部分は、もともとてい一ちが一公園の右に公園があるのですけれども、ここの湧き水を実質埋設して、今現在、この中央……

(宮城司委員「しちやばる」と呼ぶ)

○市街地整備課長 しちやばるに向けて、今この街路の交差の部分で今ボックスに放流しています。この水をそのまま活用して、しちやばるから流して、下の2路線というのですか、この区間は湧水も活用した形で整備します。その後は、またカルバートボックスのほうに水は落とすという形の計画になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この図面の中の緑については、全てボックスが通っていると理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本は縦のラインです。横の部分は、あくまでも歩行者専用としての位置づけ、防災含めた形ですね。避難道等の扱いでこういった道路の結び方しています。基本、中央から走っている、公園を活用した部分に関しては、カルバートボックスが入っている状況になります。

今、ユニオンの裏側にかたばる公園があるのですけれども、この境界ですね。かたばる公園から下の街路部分にボックスは入っておりません。この街路から、今埋立てのボックスがこういうふうなルートで入っています。そこで、カルバートボックスは終わり、そこから公園を結ぶ形で歩行者専用道路としての活用になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 どこに水は逃げるのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 海にそのまま、もともと埋立てされていますので。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 358ページに、保留地処分、当初予算で約9,336万円、補正で約9,336万円、そのままの額減になっているのですけれども、これは今年度保留地処分できなかったということでしょうか。そして、保留地処分金の歳入がなかったが、歳出ではどのように影響していますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今年度整備予定の箇所の保留地処分金に2筆の分の1筆を本来前年度に販売する予定でした。基本的に工事着手等を含めてどうしても歳入が見込めないということで、この金額自体、保留地処分金は減にしております。それに伴って工事の発注も見据えて、額を抑えた形での工事の支出ということで執行しております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この資料の中で、保留地処分金額は97.4%なのですけれども、この残り分を計算すると、ざっと7,500万円なのです。100%まであと7,500万円なのですけれども、令和元年度の当初予算で9,300万円計上していますが、この9,300万円が保留地処分できたら100%を超えてしましますが、これは土地評価の変

動によるものなののでしょうか。これは普通にあることなののでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的に事業費というのは当初で、想定で組んでいきます。その中で最終的に120%の価格で売れた場合、その事業費の配分を100として事業計画の見直しを行います。その都度の単価でもって保留地処分金という形で販売している状況でございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 同じ質問でした。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 進めてまいります。

では、審査中の認定第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時55分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時03分)

---

#### 【議題】

#### 議案第52号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第52号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第52号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 一般会計繰入れの1,000万円の補正減になった要因をお聞かせください。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1,000万円に関しては、全庁的に企画財政のほうから緊急経済対策に係る財源確保のための充当の減という形になっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

主な内容は今のものがメインだと思うのですが、1,000万円の予算減は、いわゆるコロナのものに充てたということだと思います。宮城司委員。

○宮城司 委員 1,000万円減になったがゆえに、土地区画整理費が860万円執行できないということになるか。860万円の土地区画整理費というのは、先ほどからありますけれども、擁壁ということで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今年度整備予定の擁壁工事と歩行者専用道路工事費から1,000万円減をしている状況です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 影響的には大きいのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実質、工事への影響はない状況となっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 発注はまだしていないのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今現在、終わっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これからやろうとしていたものがこうなったということか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。予算は一応概算ではじいていたものですから、その中で1,000万円を問題なく、入札残として出たということです。執行残として出るだろうという形で1,000万円を賄っております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第52号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時10分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

---

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は9月10日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時11分)

## 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年9月10日（木） 2日目

午前10時04分 開議

午前11時23分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮 城 克
委員	濱 元 朝 晴
委員	又 吉 亮
委員	伊 佐 哲 雄

副委員長	米 須 清 正
委員	宮 城 司
委員	真喜志 晃 一

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（8名）

建設部長	又 吉 直 広
市街地整備課 計画係長	永 山 拓 朗
市街地整備課 計画係主任主事	伊 佐 真 也
上下水道局 次 長	新 垣 勉

市街地整備課 課 長	比 嘉 徹
市街地整備課 工事担当技査	上 原 力
都市計画課 工事係長	比 嘉 祥 二
水道施設課 課 長	高宮城 淳

○議会事務局職員出席者

主 事	屋 良 ニライ
-----	---------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 認定第 4 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 令和 2 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 請願第 1 1 号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の P F A S 汚染水の取水を止める請願
- 請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- 陳情第 3 1 号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- 陳情第 1 5 号 公契約条例の制定を求める陳情

第430回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年9月10日（木）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時04分）

---

【議題】

認定第4号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 認定第4号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第4号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時05分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時05分）

---

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。改めて御説明をお願いいたします。決算書の367ページの歳入のところ、県補助金が2,083万円、収入未済額になっています。そして、最初のところの土地区画整理費の総務費の不用額の2,284万8,131円、この2つの御説明を改めてお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 質疑に関してお答えします。収入未済額については、補償金の繰越事業に伴う歳入未済額となっております。それが今2,083万円は、県補助金を繰り越したためでございます。

次に、歳出について、380ページ、その補償金の不用額の2,200万円余りに関しては、以前、平成30年12月に補正していただいた事業地区内の和解金の額なのですけれども、調停協議等を重ねた結果、相手方からの調停の取下げに伴って、支出する必要性がなくなったために、この価格を不用額としております。以上が説明となります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回の不用額のところで、相手方が取下げをしたということは、和解をしていただいたということで理解していいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 和解といますか、この本来支払うべき和解金でその価格をうちが支払うに至って、その支払いをする額に対して、支払いの差押えが宜野湾市のほうに来たが、権利者のほうで協議が調わなかったために、支払い義務が調停協議の中でまとまらなかったという形になって、それで相手方からの調停の申立ては取下げしますという形になっています。相手方から、この調停取下げされたものですから、宜野湾市が今支払い額に対する差押えは解除という形となっている状況でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 結果として、事業はうまくいったのですか、あるいはまだ停滞しているのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業自体に問題はなく、相手方はそういった補償金をいただくべきという主張があったものですから、それについての協議をしている段階で、事業の進捗に関しては当然問題はない形になっています。

○宮城克 委員長 ほかにございせんか。宮城司委員。

○宮城司 委員 今回の補償金というのは1件なのか、また、どういった内容なのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 建物の改修工事費として、補償金として積み上げた額となっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 1件で、その建物の改修と、いわゆる今ある場所からどこかに移るとか、そういう内容なのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 内容は機能回復補償です。この建物自体が事業に伴って、支障が出たために、その建物の機能を回復するという形の補償金の積上げとなっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 同じ場所で何か機能回復のために利用する。これをもうやらなくていいということの話ですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 相手方からのそういった主張があって、その中でこの価格は認めましょうという形での和解金の調整はやりました。しかし、先ほど説明した差押えと、結局あるものですから、その差押えの解除に伴う協議が調わなかったために、また市としては、いつまでもこの予算を持っておくべきものではないものですから、そのために年度として不用額としての形でやっている。

(宮城司委員「補償はやるのですよね」と呼ぶ)

○市街地整備課長 調停で申立てをやった経緯があって、もう調停が調わなかったということに関しては、今後調停の申立てはできないものと認識上はなっております。市として、この調停を取り下げた理由を基に、

今後はまた新たな対応をするという考えとして今思っています。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時11分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時12分)

---

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。  
進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の認定第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

議案第53号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第53号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第53号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時13分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時13分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,296万円を追加するということなのですが、歳入歳出追加して繰り越すということは、繰り越すために追加するのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 決算額に伴う余剰金が2,296万円出ております。決算で不用額が出ていますので、その価格を繰越金として本年度の節に入れます。入れた中で、歳出で一般会計予算へ押し出す形の予算となります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 以前の説明だったか、そのときには、決算がまだ認定もされていないうちから、こういうのは違うというような話がなかったかなと思うのだけれども、いわゆる今、繰越しなのか。決算が終わってから本年度に繰越しなのかという時間の差があると思うのだが、これについてはどうですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 特別会計予算の場合は、一般会計とは違って、今言った、前年度の予算の審議を今回していますので、認定を受けたその余剰金額を、今年度の繰越金という節に入れて、歳出として一般会計へ戻すという仕組みになっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 僕が今聞いているのは、決算終わりましたよと、認定されましたよとなって、初めて、繰越し、またはこの補正ということになると説明を受けたことがあるような認識で質疑しているのですけれども、決算が認定されて初めて新年度予算に繰り越す、まだ決算の認定もされていないのに、本年度へ繰越すということでのいいのかということ今聞いているのです。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 毎回こういう流れでしているのが実情、一緒なのですが、特別会計予算に関しては、もう決算額、不用額が出ているので、それを不用額を同時に繰入金として審議をすると、その中でまた一般会計へ戻すという形で……

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 例年こうなのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 決算に伴う処理を同時に行う形が通例と言ったらあれなのですが。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 分かりました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時18分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時19分)

---

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今の話ですが、慣例的にこれまでこうしているから今回もこうしますよというようなお話に聞こえたのですが、これは法的な裏づけ、地方自治法だか何か分からぬけれども、きちんとそれはその行政手続に基づいて、当然のようにきちんとした形で説明できるような裏づけが取れているのかどうか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 詳しく分からないものですから、財政課等に確認して、多分問題なくその処理の手続で行っている状況と認識しています。

先ほど宮城委員が言った話がどの事業でもその内容なのか認識はしていないが、そういった経緯もありつ

つ通年そういった手続を踏まれているのが妥当だと思っております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 特に問題ないとは思っているのです。ただ、きちんとした形で市民の皆様方にこういうことで処理していますよという説明ができたほうがいいと思うので、この辺はもしグレーのところがあるのであれば、それを確認したほうがいいと思います。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時21分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時22分)

---

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第53号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時23分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時37分)

---

#### 【議題】

請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

～ 参考意見聴取 ～

○宮城克 委員長 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、本日は、この請願に対する見解を求めるといことで、上下水道局の次長と水道施設課長に出席をいただいておりますので、まずは上下水道局の請願に対する見解をお聞きしたいと思っておりますが、よろしいですか。上下水道局次長。

○上下水道局次長 請願の記の2番のほうのPFOSを含む嘉手納基地内の河川及び井戸群からの取水を直ちに止めるよう、県と国に直接要望してほしいという見解につきまして、上下水道局の見解を述べたいと思っております。

要望の中段のほうに、県出身の伊波洋一参議院議員が衛藤晟一沖縄担当大臣に対して、北谷浄水場の汚染

水、取水を止めるよう要望したと、これに対して遠藤担当大臣は、沖縄県の要望を聞いて、どうしても県や国、国交省などと協議を進めたいというふうに答弁しているということになっております。

それを受けて、県の企業局としては、4月に内閣府沖縄振興局、あと沖縄総合事務局、県土木建築部及び県企業局の実務者間で協議を開始しているというふうに聞いております。企業局では、国ダムからの増量の検討に当たり、現在の淡水の利用状況と将来計画等を確認して、利害関係者との意見交換等について実施してまいりたいというふうに言っておりますので、市上下水道局としては、国、県等の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

上下水道局として直接できること、こちらは買う側になっておりますので、なかなかここから発信というのは難しいのではないかと、あとは国、県の動向を注視していきたいというふうに考えております。以上です。

**○宮城克 委員長** ありがとうございます。本日は、上下水道局に出席いただいております。実は、この嘉手納基地への立入りを行ってほしいというものに対して、基地政策部のほうに出席のほうを求めたのですが、調整がつかず、本日出席は行っていませんが、その見解は委員長を通して報告したいと思います。やはり今上下水道局次長が申されたように、まずはその国、県の動向をしっかりと見ていきたい。それから、宜野湾市の基地政策部として、嘉手納基地立入りという部分に関しては、対応できないというのが正直なところありますというような回答がありましたので、まずはこの立入りに関して、宜野湾市の担当課の見解としては、要するに管轄外であるということと、あと国、県の動向をしっかりと見ていきたいということでした。

それから、この血中濃度の調査ということで、昨日、健康増進課の玉城課長おられましたので、確認を取りましたが、そちらも同じように、国が実施するように強く要望してくださいというその内容については、同じく国、県がどのような動きをしていくのかというのをしっかりと見きわめていきたいと、そこは注視しながら検討、そして研究を重ねてまいりますとの答弁がありましたので、健康増進課のほうも総務常任委員会に出席していますので、今回は出席願えません。

あと松本次長のほうからも、その場にいましたので確認を取りましたら、やっぱりみんな一緒なのです。宜野湾市としてという形ではないのですがと、まずは国、県、そしてほかの、今回これ7市町村ですか、送られている先の動向も見ながら、しっかりと検討していきたいということでしたので、委員長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

それを踏まえて、また上下水道局、今日時間割いて出席していますので、質疑があれば挙手でお願いします。真喜志晃一委員。

**○真喜志晃一 委員** 請願書の真ん中辺りに、アメリカによるPFAS製造会社が市民要求に応じて調査した2012年のC8科学調査によると、次の6項目の健康被害が確認されたとありますが、どのぐらい、この摂取してこういった被害が出たという、この調査の資料は持ち合わせていたりしますか。

**○宮城克 委員長** 水道施設課長。

**○水道施設課長** お答え申し上げます。資料については、先日、京都大学の教授のほうが出した資料しか私どもも持ち合わせておりません。それ以外については、ちょっと情報として入ってきておりません。以上です。

**○宮城克 委員長** ほかに。宮城司委員。

**○宮城司 委員** これは水道の話ですので、今、宜野湾市の立場として、水道局として、毎日調査とか、月

一調査をやっていると思うのですが、その中での汚染度というか、数値というのはどのようになっていますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宜野湾市独自での調査というのは行っておりません。今、資料としてあるのは、県企業局が調査している内容だけでございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 PFOSについては調査できるか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 水道水の水質調査については、定期と毎日検査というのがありますので、その中ではそういう項目がないものですから、PFOSとかそういったものはないものですから、ただ水質としては水道水の基準に全て収まっておりますので……

(宮城司委員「安全であるということですね」と呼ぶ)

○上下水道局次長 安全であるというふうに考えています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 PFOSについてはないということなので、今言う、県の調査結果というのはどのようになっているのですか。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 こちらの情報については、沖縄県企業局のホームページに有機フッ素化合物についてという調査結果、月に2回送水しているものから抜き出して、有機フッ素化合物のPFOS、PFOA、PFHxS、この3項目については情報として公表されております。私たちはその内容を確認して、常時水道水の中身についても把握している状況です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 すみません。この資料をもしよかったら委員会に提出してもらってよろしいですか。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 企業局のホームページの資料でよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 はい。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 分かりました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 見解をずばり聞きたいのですが、中段のほうに、伊波洋一参議院議員が北谷浄水場の汚染水取水を止めるよう要望しましたとあるのですが、宜野湾市は買う側ですが、汚染水と思っていますか。汚染水だと思っているのであれば調査をする必要があるのかなと思っています。この水を購入して市民に供給する立場として汚染水だという認識なのかどうか見解を聞きたいです。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 汚染水という文言がどの部分を指しているかというのは、この文面では推測できないの

ですけれども、市としては、県が浄化した水を受水しているものですから、汚染水というのは当たらないのかなというふうに考えております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。米須清正委員。

○米須清正 委員 以前、ダムのほうから引くという工事を進めているという話、新聞に載っていたのです。その工事の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 その工事というのは導水トンネルの工事という見解でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○水道施設課長 これは、今老朽化している管路の復旧工事ということで伺っております。新設工事ではなく、復旧更新工事という形で、この導水トンネルがどうしても崩壊しやすい形になっているということで、それを復旧して、そのために受水量の少ない11月から3月の間だけ、河川からの量が多くなるということで報告は受けております。導水トンネルを止める間、工事する期間だけ中部河川流域から増量するという形で報告は受けております。直接、新しい管を布設して、北部からダム水を引くということは、私どもには今のところ情報としては入ってきておりません。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

---

○宮城克 委員長 審査中の請願第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時09分)

---

#### 【議題】

#### 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○宮城克 委員長 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時09分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時11分)

---

○宮城克 委員長 審査中の請願第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時12分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時18分)

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。比屋良川公園でございますが、どのような取扱いをしていきたいと思いますか、委員の皆様。

(「休憩」という者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時18分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時20分)

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第9号においては、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

○宮城克 委員長 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情を議題といたします。  
本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時21分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時22分)

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次回は9月11日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午前11時23分)

## 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年9月11日（金） 3日目

午前10時11分 開議

午前10時20分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	屋良 ニライ
-----	--------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第 5 2 号 令和 2 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第 1 号）
- 議案第 5 3 号 令和 2 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第 1 号）
- 議案第 5 6 号 令和 2 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会  
計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 7 号 令和 2 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 6 号 令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ  
いて
- 議案第 6 7 号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ  
いて
- 認定第 3 号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正  
歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正  
歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会  
計歳入歳出決算の認定について
- 請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- 請願第 1 1 号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の P F A S 汚染  
水の取水を止める請願
- 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- 陳情第 1 5 号 公契約条例の制定を求める陳情
- 陳情第 3 1 号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

令和2年9月11日（金）第3日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時11分）

【議題】

議案第52号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第2号）

○宮城克 委員長 まず、継続審査となっております議案第52号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

- 議案第66号 令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第67号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
認定第3号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第66号 令和元年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第67号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定第3号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより認定第3号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第4号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第7号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時17分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時17分)

---

**【議題】**

請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第 11 号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の P F A S 汚染水の取水を止める請願

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第 11 号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の P F A S 汚染水の取水を止める請願、以上 2 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本 2 件については今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

**【議題】**

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第 15 号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 31 号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第 15 号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第 31 号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上 3 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本 3 件については今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時20分)

## 経済建設常任委員会 会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月23日（水）

午後 5時07分 開会

午後 6時30分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（2名）

産業政策課 課長	新垣 育子
-------------	-------

産業政策課 商工振興担当主査	座間味 和代
-------------------	--------

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者（4名）

課長	仲村 厚子
主任主事	渡嘉敷 真

議事係長	平田 駒子
主事	屋良 ニライ

○本日の委員会に付した事件

意見書第21号 琉球大学医学部及び琉球大学病院移転整備に係る宜野湾市の地元企業活用に関する意見書

○宮城克 委員長 ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午後5時07分）

---

**【議題】**

意見書第21号 琉球大学医学部及び琉球大学病院移転整備に係る宜野湾市の地元企業活用に関する意見書

○上地安之 議長 市長より、琉大移転整備に係る地元企業活用について、市として要請を考えているが、議会からも要請できないかと依頼があった。各派代表者会議において、議会としても対応すべきであると決定したため、経済建設常任委員長へ調整し本日の開催に至った。

～ 議員間討議 ～

○宮城克 委員長 本意見書の件名、文案について協議していただきたい。

○伊佐哲雄 委員 文案について、「記」以下の部分を削除しても趣旨は伝わるのではないかと。要請する立場としては表現が強い印象である。

○宮城司 委員 「記」以下の部分について、表現を変えてもいいのではないかと。

○又吉亮 委員 下記事項については、言い切る表現となるのは致し方ないかと考える。

○宮城克 委員長 市長の要請文案は、宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用期成会が行っている要請に関し、配慮をお願いする内容となっている。今回の意見書案については、市長の要請文案の内容を参考に作成し事前に配付したが、委員より具体的な要請内容を示す必要があるのではないかと意見があり、「記」以下の部分を追記した経緯がある。

「記」以下の部分について、各委員の意見を伺いたい。

○米須清正 副委員長 「記」を削除していただきたい。

○濱元朝晴 委員 「記」を入れていただきたい。

○宮城司 委員 「記」を削除していただきたい。

○又吉亮 委員 「記」を入れていただきたい。

○真喜志晃一 委員 「記」を入れていただきたい。

○伊佐哲雄 委員 「記」を削除していただきたい。

○宮城克 委員 「記」以下の部分の記載について、意見聴取したところ同数であります。よって委員長により決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員 文案の「記」以下については記載することとし、要求等の表現については修正することとしてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

次に、件名の「同附属病院」という部分について、正式名称の「琉球大学病院」へ変更することとしてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

次に、宛先について文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、琉球大学学長の3か所としているが、いかがか。

○伊佐哲雄 委員 内閣総理大臣を追加していただきたい。

○宮城克 委員長 宛先に追加してよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後6時04分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後6時25分)

---

○宮城克 委員長 文案について、休憩中に確認した箇所を別添資料のとおり修正した。また、件名及び宛先についても別添資料のとおりとする。なお、要請行動メンバー及び要請方法については、市長の動向確認も必要となることから、委員長に一任いただきたいが、いかがか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後6時30分)

